

(第2号様式)

浜教学指第406号

平成28年3月22日

日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区委員会  
地区委員長 西村 清矢 様

浜松市教育長 花井 和徳



## 事業共催・後援承諾通知書

平成28年3月4日付けで申込みのありました事業について、次のとおり承諾します。

- ・ 事業名 ボーイスカウト体験会
- ・ 承諾名義区分 共催 ・ 後援
- ・ 承諾に当たっての条件
  - 1 印刷物の共催又は後援欄には、「浜松市教育委員会」と表示してください。
  - 2 浜松市マスコットキャラクター「出世大家康くん（絵）」を使用する場合は、浜松市マスコットキャラクター使用要綱を遵守してください。（※使用については、申し込み時にキャラクター使用を希望した事業に限ります。）
  - 3 事業計画を変更した場合は、直ちに届け出てください。
  - 4 後援の承諾については、名義使用のみを承諾し、教育委員会は当該事業の人的若しくは経費的な負担を行いません。
  - 5 事業運営にあたっては、公衆衛生、公害防止等について十分な措置をとってください。また、事業実施に伴い事故等が発生した場合は、主催者で責任を持って善処してください。
  - 6 行事の参加者の個人情報の取扱いには十分に留意し保護するとともに、参加者を写真やビデオ等に撮影して利用する場合には参加者の承諾を受けてください。
  - 7 以下の事項に当てはまる事業であることが判明した場合は、承諾を取り消します。
    - (1) 事業の実施によってその効果が特定の政党、政治的団体、政治家その他これらに類する者に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
    - (2) 事業の実施によってその効果が特定の宗教に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
    - (3) 営利を主目的とするものや、団体への加入勧奨、募金や署名等の強要が行われるもの
    - (4) 広く市民に参加の機会が与えられていないもの
    - (5) 公序良俗に反するもの
    - (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
    - (7) 特定の思想、史観又は主義主張に与するものと教育委員会が認めるもの  
(例：日本の近現代史に関わる内容で多くの議論があり評価が定まっていないものなど)
    - (8) 教育委員会の施策に係る方針に反するもの
    - (9) その他教育委員会が必要とする要件を満たさないもの
  - 8 事業終了後、終了日から30日以内に共催・後援事業報告書（第4号様式）を担当課あてに提出してください。（提出がない場合、次回の承諾を行わないことがあります。）

【担当課】〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2-1  
浜松市教育委員会学校教育部指導課  
TEL 053-457-2411 FAX 053-457-2580  
E-mail : shido@city.hamamatsu-szo.ed.jp